

持続的生産強化対策事業実施要領の制定について

3 農 産 第 3 1 7 5 号
3 畜 産 第 1 9 9 3 号
令 和 4 年 4 月 1 日
農林水産省農産局長
農林水産省畜産局長 通知

最終改正 令和7年3月31日付け6農産第4087号
6畜産第3643号

持続的生産強化対策事業推進費補助金及び持続的生産強化対策事業交付金については、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、この度、持続的生産強化対策事業実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本補助金及び交付金の実施につき、適切な御指導をお願いします。

持続的生産強化対策事業実施要領

制定 令和４年４月１日付け３農産第３１７５号

３畜産第１９９３号

最終改正 令和７年３月３１日付け６農産第４０８７号

６畜産第３６４３号

第１ 事業内容

本事業の内容は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第３１７４号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるもののほか、本事業の事業内容、事業実施主体、補助率、補助の対象となる経費の範囲、費目ごとの詳細は、それぞれ別表１、２及び３に定めるとおりとし、事業の内容、間接補助事業者等の取組に対する補助対象経費等は、事業ごとに別紙１－１から１１までのとおりとする。なお、別紙９のⅠの飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業については、第３から第９までの規定には適用しないものとする。

ただし、別表１の１２の災害など緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ農林水産省農産局長又は農林水産省畜産局長（以下「農産局長等」という。）が特に必要と認める場合の緊急対策事業については、本要領とは別に農産局長等が定めるものとする。

第２ 事業の成果目標

成果目標の設定に関して必要な事項は、事業ごとに別紙のとおりとする。

第３ 募集方法等

１ 公募事業

（１）公募対象事業

本事業のうち、以下の事業については公募により選定するものとする。

ア 全国段階で実施する以下の事業（以下「全国公募事業」という。）

（ア）時代を拓く園芸産地づくり支援（別表１の２（２）に限る。）

（イ）果樹農業生産力増強総合対策（別表１の３（１）、（２）並びに（８）ア（イ）及びイに限る。）

（ウ）ジャパンフラワー強化プロジェクト推進（別表１の４（１）、（４）及び（６）に限る。）

（エ）養蜂等振興強化推進（別表１の５（２）に限る。）

（オ）茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（別表１の６（１）に限る。）

（カ）農作業安全総合対策推進（別表１の７（１）に限る。）

（キ）ＧＡＰ拡大推進加速化（別表２の都道府県向け事業の場合を除く。）

（ク）飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（別表１の９（２）アに限る。）

イ 地域段階で実施する以下の事業（以下「地域公募事業」という。）

（ア）戦略作物生産拡大支援（別表１の１－１（１）に限る。）

（イ）果樹農業生産力増強総合対策（別表１の３（８）ア（ア）に限る。）

（ウ）ジャパンフラワー強化プロジェクト推進（別表１の４（１）から（３）まで及び（５）に限る。）

（エ）養蜂等振興強化推進（別表１の５（１）に限る。）

（オ）茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（別表１の６（２）及び（３）に限る。）

（カ）農作業安全総合対策推進（別表１の７（２）に限る。）

（キ）学校給食用牛乳供給推進

（２）募集方法

ア 農林水産省のウェブサイトにおいて、原則として、事業ごとに農産局長等が公募するものとし、その詳細は農産局長等が別に定める公募要領によるものとする。

イ 追加公募を実施する場合は、農産局長等が別に定める追加公募要領に基づき、一括して行うものとする。

（３）審査

事業実施主体の選定に当たっては、全国公募事業については農林水産省農産局又は農林水産省畜産局（以下「農産局等」という。）において、地域公募事業については地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）において、応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、選定審査委員会に取組内容及び成果目標の妥当性について諮るものとする。

審査基準については、別表４のとおりとする。

（４）選定方法

ア 応募者から提出された申請書類の採点は別表４の審査基準に基づき行うものとし、予算の範囲内で、全ての審査項目のポイントを合計し、事業ごとにポイントの高い者から順に採択するものとする。

なお、同ポイントの申請書類が複数あった場合は、事業費が少ない者を優先的に採択するものとする。

イ 農産局長等又は地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、選定審査委員会による指摘等がある場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることができることとする。

なお、この場合にあっても、ポイントの変更は行わないものとする。

（５）審査結果の通知等

ア 農産局長等は、選定審査委員会による審査結果について、審査終了後、全国公募事業の応募者及び地域公募事業の申請を受けた地方農政局長に対して速やかに通知するものとする。

イ 地方農政局長は、地域公募事業の応募者に対して審査結果を通知するものとする。

2 公募対象外事業

農業者等向け事業のうち、別表 1 により事業実施主体が特定されているもの及び都道府県向け事業に係る募集方法については、事業ごとに別紙に定めるところによる。

第 4 関連計画等

事業実施主体は、交付等要綱第 2 に掲げる本事業の趣旨・目的を踏まえ、関連計画（次の 1 及び 3 から 6 までに定める計画をいう。）を策定し、又は 2 及び 7 の取組を行う場合にあっては、別紙に定めるほか、別表 4 に定める優遇措置を受けることができる。

1 輸出事業計画

（1）輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定）に基づき策定し、農林水産大臣が認定した計画をいう。

（2）本事業のうち、輸出事業計画と関連する事業は以下のものとする。なお、アの事業に係る関連の詳細は、事業の別紙のとおりとする。

ア 果樹農業生産力増強総合対策（別表 1 の 3（1）ア（ア）、（8））

イ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進

ウ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（別表 1 の 6（1）、（3）イ（ア）及び（3）ウを除く。）

2 フラグシップ輸出産地との連携

（1）フラグシップ輸出産地とは、フラグシップ輸出産地選定実施要領（令和 6 年 4 月 19 日付け 6 輸国第 256 号農林水産省輸出・国際局長通知）第 5 の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。

（2）本事業のうち、フラグシップ輸出産地と関連する事業は以下のものとする。なお、アの事業に係る関連の詳細は、事業の別紙のとおりとする。

ア 果樹農業生産力増強総合対策（別表 1 の 3（1）ア（ア）、（8）に限る。）

イ 茶・薬用作物等地域特産作物生産体制強化促進（別表 1 の 6（2）に限る。）

3 環境負荷低減事業活動実施計画

（1）環境負荷低減事業活動実施計画とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。）第 19 条第 5 項の規定に基づき都道府県知事が認定した計画をいう。

（2）本事業のうち、環境負荷低減事業活動実施計画と関連する事業は、以下のものとする。なお、ウの事業に係る関連の詳細は、事業の別紙のとおりとする。

ア 戦略作物生産拡大支援（別表 1 の 1－1（1）に限る。）

イ 時代を拓く園芸産地づくり支援（別表 1 の 2（1）アに限る。）

ウ 果樹農業生産力増強総合対策（別表 1 の 3（8）に限る。）

エ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進

オ 養蜂等振興強化推進（別表 1 の 5（1）に限る。）

カ 茶・薬用作物等地域特産作物生産体制強化促進（別表 1 の 6（2）及び（3）に限る。）

4 特定環境負荷低減事業活動実施計画

- (1) 特定環境負荷低減事業活動実施計画とは、みどりの食料システム法第 21 条第 5 項の規定に基づき都道府県知事が認定した計画をいう。
- (2) 本事業のうち、特定環境負荷低減事業活動実施計画と関連する事業は、以下のものとする。なお、ウの事業に係る関連の詳細は、事業の別紙のとおりとする。
- ア 戦略作物生産拡大支援（別表 1 の 1－1（1）に限る。）
 - イ 時代を拓く園芸産地づくり支援（別表 1 の 2（1）アに限る。）
 - ウ 果樹農業生産力増強総合対策（別表 1 の 3（8）に限る。）
 - エ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進
 - オ 養蜂等振興強化推進（別表 1 の 5（1）に限る。）
 - カ 茶・薬用作物等地域特産作物生産体制強化促進（別表 1 の 6（2）及び（3）に限る。）

5 基盤確立事業実施計画

- (1) 基盤確立事業実施計画とは、みどりの食料システム法第 39 条第 4 項の規定に基づき主務大臣が認定した計画をいう。
- (2) 本事業のうち、基盤確立事業実施計画と関連する事業は、以下のものとする。
- ア ジャパンフラワー強化プロジェクト推進
 - イ 茶・薬用作物等地域特産作物生産体制強化促進（別表 1 の 6（3）アに限る。）とする。

6 生産方式革新実施計画

- (1) 生産方式革新実施計画（以下「革新実施計画」という。）とは、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、地方農政局長が認定した計画をいう。
- (2) 本事業のうち、革新実施計画と関連する事業は、以下のものとする。
- ア 戦略作物生産拡大支援（別表 1 の 1－1（1）に限る。）
 - イ 時代を拓く園芸産地づくり支援（別表 1 の 2（1）アに限る。）
 - ウ 果樹農業生産力増強総合対策（別表 1 の 3（1）ア（ア）及び（8）に限る。）
 - エ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進
 - オ 茶・薬用作物等地域特産作物生産体制強化促進

7 地域計画との連携

- (1) 地域計画とは、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 19 条第 1 項に規定する農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画をいう。また、以下のア及びイの要件を満たす地域計画を「将来像が明確化された地域計画」という。

ア 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

- 1 目標集積率が、現状の集積率を下回らないこと。
- 2 目標集積率が 8 割以上であること。

ただし、都道府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省

大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。)が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。

(ア)現状の集積率が5割未満の場合にあつては、6割以上であること

(イ)現状の集積率が5割以上6割未満の場合にあつては、現状の集積率から10ポイント以上増加するものであること

(ウ)現状の集積率が6割以上の場合にあつては、6割以上であること

イ 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

1 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあつては、1割未満であること。

2 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあつては、2割未満であること。

(2) 本事業のうち、地域計画と関連する事業は、以下のものとする。なお、イの事業に係る関連の詳細は、事業の別紙のとおりとする。

ア 時代を拓く園芸産地づくり支援(別表1の2(1)アに限る。)

イ 果樹農業生産力増強総合対策(別表1の3(8)に限る。)

第5 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成等

事業実施計画において作成する内容及び提出に当たっての手続きは、事業ごとに別紙に定めるところによるものとする。事業実施計画の提出先は、農業者等向け事業のうち全国公募事業については農産局長等、地方公募事業については地方農政局長、都道府県向け事業については地方農政局長とする。

なお、事業実施計画について、交付決定後に、その他事業ごとに別紙において定められた重要な変更がある場合には、事業実施主体は、農産局長等又は地方農政局長と協議を行うものとする。

2 事業の交付決定及び事業着手

(1) 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に事業に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあつて、事業実施計画を農産局長等又は地方農政局長に提出しかつ補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合においては、事業実施主体は、あらかじめ、1において事業実施計画を提出した農産局長等又は地方農政局長の適正な指導を受けた上で、交付決定前に事業に着手する理由を明記し

た交付決定前着手届を別記様式第 1 号により、事業実施計画を提出した農産局長等又は地方農政局長に提出するとともに、交付等要綱第 7 の規定による交付申請書の備考欄に交付決定前着手届の提出年月日を記載するものとする。

- (3) (2) において農産局長等又は地方農政局長は、交付決定前着手届の提出を受ける前に交付決定前に事業に着手する理由等を検討するとともに、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するものとし、事業着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第 6 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体が作成する実施状況報告書は、事業ごとに別紙のとおりとし、以下の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる期限までに同表の右欄に掲げる者に提出するものとする。

事業	提出期限	提出先
農業者等向け事業 (学校給食用牛乳供給推進事業を除く。)	事業完了年度の 翌年度の 7 月末 又は別紙に定める 期限	農産局長等又は地方農 政局長
学校給食用牛乳供給推進事業	事業実施年度の 翌年度の 6 月末	地方農政局長
都道府県向け事業	別紙に定める期 限	別紙に定める提出先

- 2 農産局長等又は地方農政局長は、1 の規定にかかわらず、事業実施年度の途中において、必要に応じて事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。
- 3 1 の事業実施状況の報告を受けた者は、その内容を検討し、成果目標の達成等が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

第 7 事業の評価

1 農業者等向け事業

- (1) 事業の評価に当たっては、次に定めるもののほか、事業ごとに別紙で定めるところによる。
- (2) 事業実施主体が行う成果目標の達成状況の自己評価は、事業ごとに別紙に定める点検評価様式によるものとし、目標年度の翌年度の 7 月末日までに農産局長等又は地方農政局長に報告するものとする。
- (3) (2) の報告を受けた農産局長等又は地方農政局長は、遅滞なく、その内容について点検評価し、原則、その結果を踏まえた評価所見を別記様式第 2 号に記入

するものとする。

(4) 農産局長等又は地方農政局長は、(3)により作成した評価所見等を農産局長等に提出するものとする。

(5) 農産局長は、(4)により提出を受けた評価所見等を取りまとめ、評価結果・手法及びその他必要な事項等について意見を聴取するために評価検討委員会に諮るものとし、農産局長等又は地方農政局長は、評価検討委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

なお、評価検討委員会において意見聴取を行う場合には、農産局長等又は地方農政局長は、必要に応じて事業実施主体に指示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。

(6) 農産局長等及び地方農政局長は、(5)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。

(7) 地域公募事業にあっては、地方農政局長は、(3)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、別記様式第3号により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(8) (7)の改善計画に基づく取組の再評価については、(2)及び(3)に準じて行うものとする。

なお、地域公募事業にあっては、事業実施主体は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度の7月末日までに報告することとする。

ただし、改善計画は2年以内の計画となるよう設計することとする。

(9) 地方農政局長は、(7)により指導を行った場合には、改善計画及びその内容を農産局長等に報告するものとする。

2 都道府県向け事業

都道府県向け事業の評価については、事業ごとに別紙に定めるとおりとする。

3 事業実施効果等の調査

国は、事業の実施効果等の本事業の実施に必要な事項に関する調査を関係都道府県と連携して行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

第8 取組ごとの留意事項

本事業の実施に当たっての留意事項は、以下に定めるものによる。

1 農山漁村の男女共同参画社会の形成の推進

「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」(平成11

年 11 月 1 日付け 11 農産第 6825 号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官及び水産庁長官通知）に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

2 経営の安定を図るための各種制度の積極的活用

事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく収入保険・農業共済等への積極的な加入を促すものとする。

3 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成 23 年 3 月 17 日付け環産第 110317001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成 7 年 10 月 23 日付け食流第 4208 号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

4 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、セイヨウオオマルハナバチを飼養する者にあつては、「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について（平成 24 年 12 月 21 日付け 24 生産第 2455 号農林水産省生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

5 自然災害リスクへの対応に係る取組の強化

「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 地第 318 号・4 農産第 5309 号・4 畜産第 2826 号・4 経営第 3175 号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経営局長連名通知）を踏まえ、ハザードマップの確認等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるよう努めるものとする。

6 推進指導

国は、本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村、農業団体、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第 9 国と都道府県の情報共有

地方農政局長は、本事業の円滑な実施に資するため、地域公募事業について、以下のとおり都道府県との間で、管内の情報を共有するものとする。ただし、事業実施主体が都道府県である場合又は事業実施主体の構成員に都道府県が含まれる場合はこの限りでない。

1 地方農政局長は、事業実施主体から提出された地域公募事業の事業実施計画について、当該事業実施主体が所在する都道府県（以下「関係都道府県」という。）に対して情報提供をするものとする。

- 2 地方農政局長は、第6の1に基づき事業実施主体から提出された地域公募事業の実施状況報告及び第6の3に基づく当該事業に係る事業実施主体に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。
- 3 地方農政局長は、第7の1(2)に基づき事業実施主体から提出された成果目標の達成状況の自己評価、第7の1(3)に基づく評価所見及び第7の1(7)に基づく事業実施主体に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年3月31日から施行する。
- 2 この通知による改正前の持続的生産強化対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年3月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の持続的生産強化対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 この通知による改正前の持続的生産強化対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正に伴い、「持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進に係る様式の取扱いについて」（令和6年6月27日付け6農産第473号農林水産省農産局長通知）は廃止する。なお、当該通知に基づく事業については、なお従前の例による。

別表 1（農業者等向け事業の内容）

事業の区分	事業内容	事業実施主体	補助対象経費の範囲	補助率
1-1 戦略作物生産拡大支援 (別紙 1-1 参照)				
(1) 作付体系転換支援事業	・都道府県における大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上に向けた体制整備や技術・経営実証等	・都道府県 ・大豆、麦及び飼料用米等生産性向上協議会	・備品費 ・賃金等 ・給与 ・報酬 ・職員手当等 ・事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費 - 印刷製本費 - 資料購入費 - 原材料費 - 資機材費 - 消耗品費 ・旅費 - 委員旅費 - 調査等旅費 - 費用弁償 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 - 手数料 - 租税公課	・定額
(2) 大豆価格形成安定化事業	ア 入札による大豆の取引（以下「入札取引」という。）を行うための市場の開設及び運営 イ 入札取引を適正に実施するために必要な業務	・公益財団法人日本特産農産物協会	・賃金等 ・事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費 - システム導入・改良費 - 光熱水料 - 印刷製本費 - 消耗品費	・定額

			・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・役務費 ・雑役務費 - 手数料 - 租税公課	
2 時代を拓く園芸 産地づくり支援 (別紙2参照)				
(1) 国産野菜周年 安定供給強化事 業	ア 国産野菜周年安定供給強化推進事業 イ 国産野菜周年安定供給強化支援事業	・独立行政法人農畜産 業振興機構	アの取組 — イの取組 ・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 消耗品費 燃料費 光熱水料 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 - 手数料 - 租税公課	・定額
(2) 国産野菜供給 体制づくり支援 事業	・国産野菜の周年安定供給に資する生産者、実 需者等を繋ぐマッチング等の全国的な取組 に要する経費への支援	・民間団体	・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費	・定額

			印刷製本費 資料購入費 消耗品費 情報発信費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課	
3 果樹農業生産力 増強総合対策 (別紙3参照)				
(1) 果樹労働生産 性向上等対策事 業	ア 果樹経営支援等対策事業 (ア) 果樹経営支援対策事業 (イ) 果樹未収益期間支援事業 (ウ) 未来型果樹農業等推進条件整備事業 (エ) 果樹型トレーニングファーム推進条件 整備事業 イ 果樹農業調査研究等事業	・民間団体	・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 情報発信費 研修受講費 改植等支援費 燃料費 光熱水費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料	・定額

			租税公課	
(2) 果樹優良苗木 ・花粉安定確保 対策事業	ア 苗木安定確保対策事業 イ 花粉安定確保対策事業	・民間団体	・備品費 ・賃金等 ・事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費 - 印刷製本費 - 資料購入費 - 原材料費 - 資機材費 - 消耗品費 - 情報発信費 - 研修受講費 - 改植等支援費 - 燃料費 - 光熱水費 ・旅費 - 委員旅費 - 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 - 手数料 - 租税公課	・定額
(3) 果実流通加工 対策事業	ア 中価格帯・加工専用果実生産支援事業 イ 国産果実競争力強化事業 ウ 加工・業務用果実安定供給連携体制構築 事業	・公益財団法人中央果 実協会	—	・定額
(4) 被害果実利用 促進等対策事業	ア 果汁特別調整保管等対策事業 イ 自然災害被害果実加工利用促進等対策事 業	・公益財団法人中央果 実協会	—	・定額
(5) パインアップ ル構造改革特別 対策事業	・パインアップルの品質向上及び栽培農家の 経営安定を図るために行う、優良種苗の供 給、栽培管理方法の改善等の取組に要する 経費への支援	・公益財団法人中央果 実協会	—	・定額

(6) 果樹緊急総合 対策支援事業	・ 果実等の輸出入の急激な変動、自然災害等の不測の事態に対処するために必要な取組に要する経費への支援	・ 公益財団法人中央果 実協会	(農産局長が状況 に応じて別途定 める)	・ 定額
(7) 推進事業	・ (3) から (6) までの事業の円滑な実施 に向けた取組	・ 公益財団法人中央果 実協会	・ 備品費 ・ 賃金等 ・ 事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費 - 印刷製本費 - 資料購入費 - 消耗品費 - 燃料費 - 光熱水費 ・ 旅費 - 委員旅費 - 調査等旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 - 手数料租税公課	・ 定額
(8) 産地構造転換 パイロット事業	ア パイロット実証事業 (ア) 都道府県域 (イ) 広域 イ 全国推進事業	・ コンソーシアム ・ 民間団体	・ 備品費 ・ 賃金等 ・ 事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費 - 印刷製本費 - 資料購入費 - 原材料費 - 資機材費 - 消耗品費 - 情報発信費 - 研修受講費 - 改植等支援費 - 燃料費 - 光熱水費 - システムの導入 ・ 改良費	・ 定額 ただし、ア の取組に要 する経費の うち、システ ムの導入、小 規模園地整 備、省力樹形 等への転換 及び機械・設 備のリース 導入につい ては 1 / 2 以内

			・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 - 手数料 - 租税公課	
4 ジャパンフラワー強化プロジェクト推進 (別紙4参照)				
(1) 花き流通の効率化等の取組	ア 検討会等の開催 イ 先進事例調査、マニュアル等の作成 ウ 流通の効率化等に資する技術等の実証、報告書作成等	・地域推進協議会 ・広域推進協議会 ・全国推進協議会	・備品費 ・賃金等 ・事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費 - 印刷製本費 - 資料購入費 - 原材料費 - 資機材費 - 消耗品費 - 燃料費 - 光熱水費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 - 委託費 - 役務費 ・雑役務費 - 手数料 - 租税公課	・定額
(2) ホームユース需要等に対応した品目等の転換の取組	ア 転換品目等の需要調査の実施 イ 品目等の転換に向けた栽培実証、マニュアルの作成等	・地域推進協議会	・備品費 ・賃金等 ・事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費	・定額

			借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 改植等支援費 燃料費 光熱水費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 委託費 役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課	
(3) 新たな需要開拓、消費拡大に向けた地域段階の取組	ア 生産者と実需者の連携強化 イ 消費者等への普及啓発活動 ウ 花きの消費拡大のための社会人向けの園芸体験、セミナー開催等 エ 花きの活用促進のための花育体験・園芸体験等 オ 新たな販売形態、販路開拓のための販売実証等	・地域推進協議会	・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 燃料費 光熱水費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課	定額

(4) ホームユース 需要等の更なる 拡大のための全 国的な普及活動	ア 新たな装飾スタイル等の提案・普及実証 等 イ 花きの効能等に着目した職場等への導入 効果等の検証を目的とした実証 ウ 花きの需要や消費者ニーズ等に関する調 査・分析等の実施	・全国推進協議会	・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 消耗品費 情報発信費 燃料費 光熱水費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課	定額
(5) 産地の花き生 産の課題解決に 資する技術実証 等	ア 技術実証やセミナー開催等 イ 産地評価の向上に資する認証取得等の取 組	・地域推進協議会 ・広域推進協議会	・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 認証取得推進費 研修受講費 燃料費 光熱水費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費	定額

			・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 - 手数料 - 租税公課	
(6) 国と試験研究 機関主導による 全国レベルでの 技術実証	ア 技術実証、経営分析 イ 実証成果の普及・定着	・全国推進協議会	・備品費 ・賃金等 ・事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費 - 印刷製本費 - 資料購入費 - 原材料費 - 資機材費 - 消耗品費 - 改植等支援費 - 燃料費 - 光熱水費 ・旅費 - 委員旅費 - 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 - 手数料 - 租税公課	・定額
5 養蜂等振興強化 推進 (別紙5参照)				
(1) 地域公募事業	ア 蜂群配置調整適正化支援事業 (ア) 検討会議の開催 (イ) 蜜源植物の植栽・管理 (ウ) 蜜源植物の植栽状況等の実態把握 (エ) 蜜源植物の保護・増殖推進のための普及啓発の取組 (オ) 養蜂家と耕種農家の連携による蜜源植物の定着化	・協議会	・備品費 ・事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費 - 印刷製本費 - 資料購入費 - 原材料費	・定額

			消耗品費 ・ 旅費 委員旅費 調査等旅費 ・ 謝金 ・ 賃金等 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 手数料 租税公課	
	イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業 （ア）協力プランの作成 （イ）花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証 （ウ）マニュアルの作成、講習会の開催等	・ 農業者の組織する団体 ・ 花粉交配用蜜蜂安定調達協議会	・ 備品費 ・ 賃金等 ・ 事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 ・ 旅費 委員旅費 調査等旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 手数料 租税公課	・ 定額

	ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業 (ア) 検討会の開催 (イ) 利用技術の実証・展示 (ウ) 先進地視察、マニュアルの作成、講習会の開催等	・ 農業者の組織する団体 ・ 在来種マルハナバチ利用拡大協議会	・ 備品費 ・ 賃金等 ・ 事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費 - 印刷製本費 - 資料購入費 - 原材料費 - 資機材費 - 消耗品費 ・ 旅費 - 委員旅費 - 調査等旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 - 手数料 - 租税公課	・ 定額
(2) 全国公募事業	ア 事業推進委員会の設置・運営 イ 養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取組 ウ 花粉交配用蜜蜂群の供給体制の強化に向けた取組 エ 飼養衛生管理技術向上に向けた取組	・ 民間企業 ・ 公益社団法人 ・ 公益財団法人 ・ 一般社団法人 ・ 一般財団法人 ・ 協同組合 ・ 企業組合 ・ 特定非営利活動法人 ・ 独立行政法人 ・ 協議会	・ 備品費 ・ 事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費 - 印刷製本費 - 資料購入費 - 原材料費 - 消耗品費 ・ 旅費 - 委員旅費 - 調査等旅費 ・ 謝金 ・ 賃金等 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 - 手数料 - 租税公課	・ 定額
6 茶・薬用作物等				

地域特産作物体制 強化促進 (別紙6参照)				
(1) 全国的な支援 体制の整備事業	ア 検討会の開催 イ 事前相談窓口の設置 ウ 地域相談会等の実施 エ 栽培技術研修の実施 オ 産地動向・栽培技術等の調査・分析等 カ 需要・消費動向等調査・検討の実施 キ 課題解決実証の実施 ク 需要拡大に資する取組の実施 ケ 人材登録等の実施 コ 情報発信ツールの構築 サ 技術拠点農場の設置	・公益社団法人 ・公益財団法人 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・協同組合 ・特定非営利活動法人 ・独立行政法人 ・協議会	・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 情報発信費 燃料費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課	・定額
(2) 地域の生産体 制強化・需要創 出事業	ア 検討会の開催 イ 生産体制の強化 (ア) 栽培実証ほの設置 (イ) 種苗等増殖実証ほの設置等 (ウ) 新たな栽培技術等の実証導入 (エ) 関連設備・農業機械の開発・改良 (オ) 栽培マニュアルの作成 (カ) 課題等解決のための調査・分析 (キ) 栽培・衛生管理体制の構築 (ク) マッチングの開催 (ケ) 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年 性工芸作物の改植等の促進 (コ) 農業機械等リース支援 (サ) 人材確保策の検討	・都道府県 ・市町村 ・農業者の組織する団 体 ・公社 ・協議会 ただし、イ(ク)及 び(ケ)並びにウの 取組は都道府県、市 町村を除く。	・備品費 ・賃金等 ・給与 ・報酬 ・職員手当等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 改植等支援費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費	・定額 ただし、イ (ウ)、(キ) 及び(コ)並 びにウ(ウ) 及び(エ)の 取組のうち 導入機械等 のリース並 びにイ(ケ) のうち簡易 な園地整備 及びイ(シ) のうち資材 等の導入に

	(シ) 葉たばこ品質向上支援 ウ 需要の創出 (ア) 消費者・実需者ニーズ等の把握 (イ) 実需者等と連携した商品開発 (ウ) 製造・加工技術の確立 (エ) 消費者に向けたコト体験の展開 (オ) 消費者等への理解促進・情報発信		情報発信費 燃料費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 費用弁償 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課	については 1 ／ 2 以内
(3) 甘味資源作物 等支援事業	ア 国内産いもでん粉高品質化推進事業 (ア) でん粉原料用いもの適正生産技術の確立 (イ) 品質管理機器の整備	・ 農業者の組織する団体 ・ 事業協同組合連合会 ・ 事業協同組合 ・ 民間企業 ・ 公益社団法人 ・ 公益財団法人 ・ 一般社団法人 ・ 一般財団法人 ・ 試験研究機関（(ア)の取組のみ対象）	・ 備品費 ・ 賃金等 ・ 事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 消耗品費 ・ 旅費 委員旅費 調査等旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 手数料 租税公課	・ 1 / 2 以内
	イ 農業機械等導入支援事業 (ア) さとうきび農業機械等導入支援事業 (イ) 北海道・南九州畑作物農業機械等導入支援事業	・ 公社 ・ 土地改良区 ・ 農業者の組織する団体 ・ 民間企業	・ 備品費 ・ 事業費 借上費	(ア) の取組 ・ 6 / 10 以内（リース導入の場合は、リース料の 6 / 10 以内）

				(イ)の取組 ・ 1 / 2 以 内 (リー ス導入の 場合は、 物件相当 額の 1 / 2 以内)
	ウ さとうきび産地確立実証事業	・ 公社 ・ 農業者の組織する団体 ・ 民間企業 ・ 協議会	・ 備品費 ・ 賃金等 ・ 事業費 - 会場借料 - 研修受講費 - 通信・運搬費 - 借上費 - 印刷製本費 - 資料購入費 - 原材料費 - 消耗品費 - 燃料費 - 資機材費 ・ 旅費 - 委員旅費 - 調査等旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 - 手数料 - 租税公課	・ 定額 (農業機械等導入の場合は、物件相当額の 6 / 10 以内。 (農業機械等のリースの場合はリース料の 6 / 10 以内)) ・ 定額
7 農作業安全総合 対策推進 (別紙 7 参照)				
(1) 農作業安全対策に取り組む民間団体等への支援	ア 農作業安全に係る研修・啓発資料等の作成	・ 民間企業 ・ 協同組合 ・ 国立大学法人 ・ 公立大学法人 ・ 学校法人 ・ 独立行政法人	・ 備品費 ・ 賃金等 ・ 事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費	・ 定額

		・ 特定非営利活動法人 ・ 公益社団法人 ・ 公益財団法人 ・ 一般社団法人 ・ 一般財団法人 ・ 任意団体	印刷製本費 資料購入費 消耗品費 情報発信費 燃料費 ・ 旅費 委員旅費 調査等旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 手数料 租税公課	
(2) 農作業安全研修の実施に係る 都道府県推進組織等への支援	ア 農作業安全に係る研修の実施	・ 農作業安全のための指針（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）第 1 に規定する都道府県段階の農作業安全推進協議会等	・ 事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費 - 印刷製本費 - 資料購入費 - 消耗品費 - 情報発信費 - 燃料費 ・ 旅費 - 委員旅費 - 調査等旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 - 手数料 - 租税公課	・ 定額
8 GAP 拡大推進 加速化 (別紙 8 参照)				
(1) 国際水準 GAP ガイドライン 普及促進	ア 検討会の開催 イ 研修会の開催 ウ GAP 指導の事例収集	・ 民間企業 ・ 一般社団法人 ・ 一般財団法人 ・ 公益社団法人 ・ 公益財団法人	・ 備品費 ・ 賃金等 ・ 事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費	・ 定額

		・ 協同組合 ・ 企業組合 ・ 特定非営利活動法人 ・ 学校法人 ・ 特殊法人 ・ 許可法人 ・ 独立行政法人 ・ 国立研究開発法人 ・ 協議会 ・ 共同事業体	- 借上費 - 印刷製本費 - 資料購入費 - 消耗品費 - 情報発信費 - 燃料費 - 光熱水費 ・ 旅費 - 委員旅費 - 調査等旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 - 手数料 - 租税公課	
(2) 持続可能性配慮型畜産推進事業	ア アニマルウェルフェア配慮型飼養管理推進 イ 畜産GAP認証審査支援 ウ 畜産GAP認証拡大支援	・ 民間企業 ・ 一般社団法人 ・ 一般財団法人 ・ 公益社団法人 ・ 公益財団法人 ・ 特例民法法人 ・ 協同組合 ・ 企業組合 ・ 特定非営利活動法人 ・ 学校法人 ・ 特殊法人 ・ 認可法人 ・ 独立行政法人 ・ 協議会	・ 備品費 ・ 賃金等 ・ 事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費 - 印刷製本費 - 資料購入費 - 原材料費 - 消耗品費 - 認証取得推進費 - 情報発信費 - 光熱水費 - システムの導入 ・ 改良費 ・ 旅費 - 委員旅費 - 調査等旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 - 手数料 - 租税公課	・ 定額

9 飼料生産基盤立 脚型酪農・肉用 牛産地支援 (別紙9参照)				
(1) 飼料生産基盤 立脚型酪農・肉 用牛産地支援 事業	・良質な飼料の生産を最大化 ・飼料の有機栽培	・地域協議会 ・生産者団体	—	・定額
(2) 飼料生産基盤 立脚型酪農・肉 用牛産地支援 推進事業	ア 全国推進事業 イ 地域推進事業	・農業協同組合連合会 ・農業協同組合 ・事業協同組合連合会 ・事業協同組合 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・都道府県協議会	・備品費 ・賃金等 ・事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費 - 印刷製本費 - 消耗品費 - 燃料費 - 光熱水費 - システムの導入 ・改良費 ・謝金 ・旅費 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 - 手数料 - 租税公課	・定額
10 乳製品国際規格 策定活動支援 (別紙10参照)	ア 乳製品国際規格案等について検討するた めの学識経験者、専門家等による国内専門 部会等の開催 イ 乳製品国際規格案に関するコメント及び 国際酪農連盟からの質問状に対する回答の 取りまとめ並びに関係府省庁や国際酪農連 盟への提出 ウ コーデックス会合及び国際酪農連盟の諸 会合等への出席	・一般社団法人Jミル ク	・備品費 ・事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費 - 印刷製本費 - 資料購入費 - 消耗品費 ・旅費 - 委員旅費 - 調査等旅費 ・謝金	アからウま での取組 ・定額 エの取組 ・1／2以内

	エ 会合結果等に関する報告書の作成及び配布		・賃金 ・役務費 ・雑役務費 - 手数料 - 租税公課	
11 学校給食用牛乳供給推進 (別紙 11 参照)				
(1) 学校給食用牛乳供給円滑化推進事業	・学校給食への牛乳の安定的かつ効率的な供給等を図るための、学校給食用牛乳供給推進会議の開催、事業実施計画の策定、配送の効率化に向けた取組、必要な調査等の実施	(1)～(3)の取組一つの都道府県の区域を活動地域とするものとする。 ただし、一つの都道府県において事業実施主体は一つまでとする。 ・農業協同組合又は農業協同組合連合会 ・中小企業等協同組合 ・公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人 ・畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 2 条第 4 項第 1 号イに規定する生乳生産者団体 ・酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条第 2 項の乳業を行う者が直接又は間接の構成員となっている団体 ・乳業者、生産者等が構成する組織	・備品費 ・事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費 - 印刷製本費 - 消耗品費 ・旅費 - 委員旅費 - 調査等旅費 ・謝金 ・賃金 ・委託費 ・雑役務費 - 手数料 - 租税公課	・定額
(2) 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業	・学校給食用牛乳の供給において、不利な供給条件に基づき掛かり増しとなる経費相当額の一部について、供給数量に応じた供給事業者に対する補助金の交付		—	・定額
(3) 学校給食用牛乳新規利用推進事業	・学校給食用牛乳の利用を新たに開始した小・中学校等に供給される飲用牛乳を対象として、供給数量に応じた供給事業者等に対する奨励金の交付		—	・定額
12 災害など緊急に	農産局長等が別に定めるところによる。	農産局長等が別に定	農産局長等が別	農産局長

対応する必要がある事案が生じ、かつ農産局長等が特に必要と認める場合の緊急対策事業		めるところによる。	に定めるところによる	等が別に定めるところによる。
--	--	-----------	------------	----------------

（注１）「事業実施主体」に掲げる各項目の定義は以下のとおりとする。

- ・「公社」とは、地方公共団体が出資している法人をいう。
- ・「農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、次に掲げる者をいう。

１ 農業協同組合

２ 農業協同組合連合会

３ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）

４ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）

５ 特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する法人及び団体をいう。）

６ その他農業者の組織する団体

（注２）補助対象経費の詳細については、別表 3 で定めることとする。

別表 2 (都道府県向け事業の内容)

メニュー	事業内容	事業実施主体	補助対象経費の範囲	交付率
1-2 持続的種子 生産に向けた 生産・供給体 制構築支援 (別紙1-2参照)				
(1) 新規品種導入 に向けた生産・供 給体制構築支援)	・気候変動に対応した品種や多収品種等の多様なニーズに対応した稲、麦類及び大豆の新規導入品種への転換に必要な種子生産 ・供給体制を構築するための取組や必要となる機械の導入を支援	・都道府県	・備品費 ・賃金等 ・事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費 - 印刷製本費 - 資料購入費 - 原材料費 - 資機材費 - 消耗品費 - 燃料費 - 光熱水費 ・旅費 - 委員旅費 - 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 - 手数料 - 租税公課	・定額又は1／ 2以内
(2) 種子生産への 新規参入の促進 支援	・新たに種子生産に取り組む農業者に対して 種子生産面積に応じた支援	・都道府県	—	・定額
8 G A P 拡大推進 加速化 (別紙8参照)				
(1) 国際水準 G A P 普及推進交付 金	ア 国際水準 G A P に係る指導活動の推進 イ 人材育成のための農業教育機関における認証の取得等支援	・都道府県	・備品費 ・事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費	・定額

	ウ 持続可能性に配慮された農産物生産に取り組む団体への認証取得支援		印刷製本費 資料購入費 消耗品費 認証取得推進費 情報発信費 研修受講費 燃料費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課	
(2) 持続可能性配慮型畜産推進交付金	ア アニマルウェルフェア配慮型飼養管理普及定着化 (ア) 研修会の開催 (イ) 指導活動の推進 イ 畜産GAP拡大推進加速化 (ア) 指導員の育成 (イ) 指導活動の推進 (ウ) 認証取得等の支援	・都道府県	・備品費 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 消耗品費 認証取得推進費 情報発信費 研修受講費 燃料費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課	・定額

9 飼料生産基盤立 脚型酪農・肉用 牛産地支援推進事 業 (別紙9参照)				
	都道府県推進事業	・都道府県	・備品費 ・賃金等 ・事業費 - 会場借料 - 通信・運搬費 - 借上費 - 印刷製本費 - 消耗品費 - 燃料費 ・謝金 ・旅費 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 - 手数料 - 租税公課	定額

(注) 補助対象経費の詳細については、別表3で定めることとする。

別表 3（補助対象経費）

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「経理課長通知」という。）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
給与		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年 5 月 17 日法律第 29 号。以下「改正法」という。）」による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、経理課長通知に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
報酬		・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬	・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。

			・報酬については、経理課長通知に定めるところにより取り扱うものとする。 ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当	・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、環境モニタリング機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・新品種・新技術等のモデル導入に係る資機材費	

	消耗品費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ USBメモリ 等の低廉な記録媒体 ・ 実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・ 本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
	認証取得推進費	・ GAP 認証の取得支援（認証審査、研修指導）等に要する経費	
	情報発信費	・ 事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費。	・ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	研修受講費	・ 事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	・ 補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。
	改植等支援費	・ 改植等（移動改植を含む。）、新植、栽培方法の転換や代替園地での生産性回復に係る取組等の実施に必要な経費	
	燃料費	・ 現地調査に使用する自動車のガソリン及び園地整備に必要な重機の燃料の経費。	
	光熱水費	・ 事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費	・ 基本料は除く。
	システムの導入・改良費	・ 申請・交付手続及び入札取引の実施、データ活用取組に係るシステム整備に必要な経費。	
旅費	委員旅費	・ 事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・ 事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
	費用弁償	・ 会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	・ 改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員

			を対象とする。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ、新品種の導入実証の取組において、未譲渡性を担保するために、本事業の実施により得られた収穫物等の廃棄処分にかかる経費等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁償の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	・運営拠出金に課される消費税に係る経費は、戦略作物生産拡大支援事業のうち大豆価格形成安定化事業に要するものに限る。

（注 1）上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

（注 2）補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

別表 4（審査基準）

要領本体第 3 の 1（3）の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去 3 ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く 1 及び 2 の審査基準のうち 1 項目でも 0 ポイントとなった場合

1 共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の 妥当性】	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計 画の妥当性】	・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体 制の妥当性】	・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【国の支援の 妥当性】	・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

2 各事業の審査基準

事業ごとの審査基準、評価項目、配分基準及びポイントについては、事業ごとに別紙に定めるところによるものとする。

なお、第4の関連計画における優遇措置については、次のとおりとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に定める。
②	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に定める。

(第4に係る優遇措置)

- (1) 輸出事業計画において、関連事業に関する事項等が定められている場合は、1及び2に定めるポイントに加え、1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (2) フラッグシップ輸出産地を事業実施主体に含む場合は1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できる、又は優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (3) 環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画について、みどりの食料システム法に基づき都道府県知事の認定を受けている場合又は別紙に定める期日までに認定を受けることが明らかな場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できる、又は優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (4) 基盤確立事業実施計画について、みどりの食料システム法に基づき主務大臣の認定を受けている場合又は別紙に定める期日までに認定を受けることが明らかな場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (5) 革新実施計画の認定を受けている者又は事業実施年度の末までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業申請者の事業内容が当該革新実施計画の内容に合致している場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できる、又は優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (6) 地域計画の協議の場に協議会の構成員が参画している場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイント加算できるものとする。また、将来像が明確化された地域計画の区域内で取組が行われている場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇 殿（全国公募事業の場合）

〇〇農政局長 殿（地域公募事業又は都道府県向け事業の場合）

〔北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名

代 表 者 氏 名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち〇〇交付決定前着手届

事業実施計画に基づく下表の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変によって実施した事業に損失を生じた場合、当該損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 事業に着手後、交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由

別記様式第2号

持続的生産強化対策事業のうち〇〇に関する事業評価票

都道府県 名	市町村名	事業実施 主体名	対象作物 ・畜種名	事業実施 初年度	成果目標の具 体的な内容		成果目標の達成状況			具体的な 取組内容	評価機関名
							基準年 年度	目標年 年度	達成率		
											農林水産省農 産局、畜産局、 地方農政局（北 海道農政事務 所、内閣府沖縄 総合事務局）の 評価所見

（注1） 成果目標の達成状況欄に達成状況の経過を記載すべき事業にあっては、適宜列を挿入し記載するものとする。

（注2） 達成率は、（目標年年度実績－基準年年度実績）／（目標値－基準年年度実績）×100を記載すること。

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては、北海道農政事務所長
 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
 代表者氏名

持続的生産強化対策事業のうち〇〇における改善計画について

持続的生産強化対策事業実施要領第2の成果目標について、下記の改善計画を実施することとしたいので、報告します。

記

- 1 事業の取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画

目 標	事業実施後の状況						改善計画		
	目 標	計 画	1年目	2年目	3年目	達成率			達成率
	(年度)	策定時 (年度)	(年度)	(年度)	(年度)				

注1 欄は適宜追加すること。

2 成果目標を変更する場合は、計画時の数値を上段に（）を付し、下段に新たな目標値を記載すること。

3 達成率は、（目標年年度実績－基準年年度実績）／（目標値－基準年年度実績）を記載すること。

- 4 改善方策
- 5 改善計画を実施するための推進体制